

◎ 精神障害者旅客運賃割引規程

制定 2023.10.1 鉄本部達甲第20号

(適用範囲)

第1条 この規程は、精神障害者が単独で又は介護者とともに、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他の運輸機関（以下「連絡他線」という。）を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第2条 この規程において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

(注) 精神障害者保健福祉手帳の様式の一例は次のとおり。（交付自治体により様式は異なる）

・手帳型

(表表紙) 障 害 者 手 帳 都道府県（指定都市）名	(内面左) 3 cm 写 真 ベスト半裁 4 cm 氏名 住所 生年月日 障害等級 手帳番号 旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種	(内面右) 交付日 年 月 日 有効期限 年 月 日 (更新) (更新) (更新) (更新) 都道府県（指定都市）名 印 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳
--	--	---

・カード型

(表) 写 真 ベスト半裁 障害者手帳 氏名 住所 生年月日 年 月 日 障害等級 手帳番号 交付日 年 月 日 有効期限 年 月 日 旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種 都道府県（指定都市）名 印	(裏) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳 有効期限の更新 (更新) (更新) (更新) 備考 注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の事を出してください。 注2) 更新の手続きは、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。
---	---

・スマートフォン アプリ「ミライロID」表示画面



2 前項の精神障害者を、次に掲げる第1種精神障害者、第2種精神障害者に分ける。

- (1) 「第1種精神障害者」とは、精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者をいう。
- (2) 「第2種精神障害者」とは、前号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 精神障害者が、第1種精神障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、車椅子を使用する精神障害者1人に対しては、2人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種精神障害者及び12才未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 回数乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は、当社線及び連絡他線の各駅相互間とする。ただし、精神障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線連絡他線の普通旅客運賃の計算キロ程片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限る。

(割引率)

第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

（割引乗車券の購入申込み）

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳を発売箇所に呈示し、必要な乗車券の申込みをしなければならない。

（介護者の同行）

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

（割引乗車券の旅客運賃の払いもどし）

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

（精神障害者保健福祉手帳の携帯）

第10条 精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

（その他の取扱方）

第11条 前各号の規定以外の取扱方は、旅客営業に関する一般の規定による。